

上信越自動車道  
長野管内舗装補修工事

交 付 図 書 正 誤 表

令和5年 4月

東日本高速道路株式会社 関東支社

長 野 管 理 事 務 所

対象	特記仕様書 19-3 アスファルト舗装改良工																												
誤	<p>19. 工事細部に関する事項</p> <p>19-1 施工計画書  共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。  1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策</p> <p>19-2 施工時間帯による単価表の表記区分  単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="415 439 919 537"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価表の項目末尾の表記</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>(夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼夜間連続作業</td> <td>(n) (昼夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間作業</td> <td>無表記</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>19-3 アスファルト舗装改良工  共通仕様書13-8「アスファルト舗装改良工」の関連する項目に次を追加する。</p> <p>19-3-1 事前調査  切削オーバーレイ工及び本特記仕様書19-9「路面切削工」の施工開始前に監督員の指示に従って舗装事前調査(事前コア採取)を実施し、調査結果を監督員に報告するものとする。なお、調査に要する費用は、関連する単価表の項目に含まれ、別途支払は行わないものとする。また、調査のための交通規制に要する費用については、関連する契約単価で支払うものとする。</p> <p>19-3-2 適用すべき諸基準  共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に次を追加する。  ・「別添-1 低速プロファイラの運用に関する補足資料」</p> <p>19-3-3 種別  共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="415 872 1018 1285"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>橋梁床版面に舗装されたレベリング層上に、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>オーバーレイ工 D (t=10cm)</td> <td>既設舗装面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=10cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=25cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、大粒径混合物(厚さ15cm)、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 D (t=10cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 A</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面(床版防水工の上面)に、レベリング層用混合物(FB13)(厚さ約4cm)を舗装するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">16</p> <p style="text-align: right; background-color: yellow;">切削オーバーレイ工D(t=10cm)種別及び区分内容</p>	区分	単価表の項目末尾の表記	備考	夜間作業	(夜)		昼夜間連続作業	(n) (昼夜)		昼間作業	無表記		種別	区分内容	オーバーレイ工 B (t=4cm)	橋梁床版面に舗装されたレベリング層上に、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	オーバーレイ工 D (t=10cm)	既設舗装面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、大粒径混合物(厚さ15cm)、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 D (t=10cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。	レベリング工 A	橋梁部で路面切削された橋梁床版面(床版防水工の上面)に、レベリング層用混合物(FB13)(厚さ約4cm)を舗装するもの。
区分	単価表の項目末尾の表記	備考																											
夜間作業	(夜)																												
昼夜間連続作業	(n) (昼夜)																												
昼間作業	無表記																												
種別	区分内容																												
オーバーレイ工 B (t=4cm)	橋梁床版面に舗装されたレベリング層上に、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
オーバーレイ工 D (t=10cm)	既設舗装面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、大粒径混合物(厚さ15cm)、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 D (t=10cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。																												
レベリング工 A	橋梁部で路面切削された橋梁床版面(床版防水工の上面)に、レベリング層用混合物(FB13)(厚さ約4cm)を舗装するもの。																												
正	<p>19. 工事細部に関する事項</p> <p>19-1 施工計画書  共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。  1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策</p> <p>19-2 施工時間帯による単価表の表記区分  単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="415 1703 919 1801"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価表の項目末尾の表記</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業</td> <td>(夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼夜間連続作業</td> <td>(n) (昼夜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昼間作業</td> <td>無表記</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>19-3 アスファルト舗装改良工  共通仕様書13-8「アスファルト舗装改良工」の関連する項目に次を追加する。</p> <p>19-3-1 事前調査  切削オーバーレイ工及び本特記仕様書19-9「路面切削工」の施工開始前に監督員の指示に従って舗装事前調査(事前コア採取)を実施し、調査結果を監督員に報告するものとする。なお、調査に要する費用は、関連する単価表の項目に含まれ、別途支払は行わないものとする。また、調査のための交通規制に要する費用については、関連する契約単価で支払うものとする。</p> <p>19-3-2 適用すべき諸基準  共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に次を追加する。  ・「別添-1 低速プロファイラの運用に関する補足資料」</p> <p>19-3-3 種別  共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="415 2131 1018 2543"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>橋梁床版面に舗装されたレベリング層上に、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>オーバーレイ工 D (t=10cm)</td> <td>既設舗装面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=10cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=25cm)</td> <td>既設舗装面を路面切削機により切削したのち、大粒径混合物(厚さ15cm)、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 A</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面(床版防水工の上面)に、レベリング層用混合物(FB13)(厚さ約4cm)を舗装するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 B1</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ約7.5cm)を舗装するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">16</p>	区分	単価表の項目末尾の表記	備考	夜間作業	(夜)		昼夜間連続作業	(n) (昼夜)		昼間作業	無表記		種別	区分内容	オーバーレイ工 B (t=4cm)	橋梁床版面に舗装されたレベリング層上に、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	オーバーレイ工 D (t=10cm)	既設舗装面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、大粒径混合物(厚さ15cm)、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。	レベリング工 A	橋梁部で路面切削された橋梁床版面(床版防水工の上面)に、レベリング層用混合物(FB13)(厚さ約4cm)を舗装するもの。	レベリング工 B1	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ約7.5cm)を舗装するもの。
区分	単価表の項目末尾の表記	備考																											
夜間作業	(夜)																												
昼夜間連続作業	(n) (昼夜)																												
昼間作業	無表記																												
種別	区分内容																												
オーバーレイ工 B (t=4cm)	橋梁床版面に舗装されたレベリング層上に、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
オーバーレイ工 D (t=10cm)	既設舗装面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ10cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	既設舗装面を路面切削機により切削したのち、大粒径混合物(厚さ15cm)、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ6cm)及び高機能舗装II型用混合物(厚さ4cm)を舗装するもの。																												
レベリング工 A	橋梁部で路面切削された橋梁床版面(床版防水工の上面)に、レベリング層用混合物(FB13)(厚さ約4cm)を舗装するもの。																												
レベリング工 B1	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ約7.5cm)を舗装するもの。																												
備考	<p>切削オーバーレイ工D (t=10cm) 種別及び区分内容記載削除。</p>																												

対象	特記仕様書 19-3 アスファルト舗装改良工																																																				
誤	<table border="1" data-bbox="409 281 1018 460"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベリング工 B 1</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約7.5cm）を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 B 2</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約8cm）を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 B 3</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約10cm）を舗設するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1218 385 1848 474">橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ約8cm)を舗設するもの。</p> <p data-bbox="388 489 1018 638">19-3-4 材料及び基準 (1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数 共通仕様書13-8-5「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。ただし、基層用遮水性アスファルト混合物においては、標準アスファルト量に対し±0.4%以上の変動が生じた場合、単価の変更を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="388 638 1018 1231"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>アスファルト混合物の種類</th> <th>アスファルトの種類</th> <th>標準アスファルト量</th> <th>骨材の配合設計粒度</th> <th>供試体の突固め回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td>オーバーレイ工 D (t=10cm)</td> <td>基層用遮水性アスファルト混合物(基層)</td> <td>改質アスファルト(一般用)</td> <td>5.2%</td> <td>最大粒径20mm</td> <td>両面各75回</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">切削オーバーレイ工 B (t=10cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td>基層用遮水性アスファルト混合物(基層)</td> <td>改質アスファルト(一般用)</td> <td>5.2%</td> <td>最大粒径20mm</td> <td>両面各75回</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=25cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="693 1261 714 1291">17</p>	種別	区分内容	レベリング工 B 1	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約7.5cm）を舗設するもの。	レベリング工 B 2	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約8cm）を舗設するもの。	レベリング工 B 3	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約10cm）を舗設するもの。	単価表の項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数	オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	オーバーレイ工 D (t=10cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回	切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回	切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回			
種別	区分内容																																																				
レベリング工 B 1	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約7.5cm）を舗設するもの。																																																				
レベリング工 B 2	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約8cm）を舗設するもの。																																																				
レベリング工 B 3	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約10cm）を舗設するもの。																																																				
単価表の項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数																																																
オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
オーバーレイ工 D (t=10cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回																																																
切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回																																																
切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
正	<table border="1" data-bbox="388 1528 1018 1676"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベリング工 B 2</td> <td>橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約8cm）を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 B 3</td> <td>橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約10cm）を舗設するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1249 1617 1837 1706">橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物(厚さ約8cm)を舗設するもの。</p> <p data-bbox="367 1691 1018 1855">19-3-4 材料及び基準 (1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数 共通仕様書13-8-5「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。ただし、基層用遮水性アスファルト混合物においては、標準アスファルト量に対し±0.4%以上の変動が生じた場合、単価の変更を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="367 1855 1018 2537"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>アスファルト混合物の種類</th> <th>アスファルトの種類</th> <th>標準アスファルト量</th> <th>骨材の配合設計粒度</th> <th>供試体の突固め回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td>オーバーレイ工 D (t=10cm)</td> <td>基層用遮水性アスファルト混合物(基層)</td> <td>改質アスファルト(一般用)</td> <td>5.2%</td> <td>最大粒径20mm</td> <td>両面各75回</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 B (t=4cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">切削オーバーレイ工 B (t=10cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td>基層用遮水性アスファルト混合物(基層)</td> <td>改質アスファルト(一般用)</td> <td>5.2%</td> <td>最大粒径20mm</td> <td>両面各75回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">切削オーバーレイ工 B (t=25cm)</td> <td>高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)</td> <td>改質アスファルト(積層用)</td> <td>5.3%</td> <td>最大粒径13mm</td> <td>両面各50回</td> </tr> <tr> <td>基層用遮水性アスファルト混合物(基層)</td> <td>改質アスファルト(一般用)</td> <td>5.2%</td> <td>最大粒径20mm</td> <td>両面各75回</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="682 2567 703 2597">17</p>	種別	区分内容	レベリング工 B 2	橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約8cm）を舗設するもの。	レベリング工 B 3	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約10cm）を舗設するもの。	単価表の項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数	オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	オーバーレイ工 D (t=10cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回	切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回	切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回
種別	区分内容																																																				
レベリング工 B 2	橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約8cm）を舗設するもの。																																																				
レベリング工 B 3	橋梁部で路面切削された橋梁床版面に、基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ約10cm）を舗設するもの。																																																				
単価表の項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数																																																
オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
オーバーレイ工 D (t=10cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回																																																
切削オーバーレイ工 B (t=4cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
切削オーバーレイ工 B (t=10cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回																																																
切削オーバーレイ工 B (t=25cm)	高機能舗装Ⅱ型用混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.3%	最大粒径13mm	両面各50回																																																
	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回																																																
備考	レベリング工B 2 区分内容記載訂正。																																																				

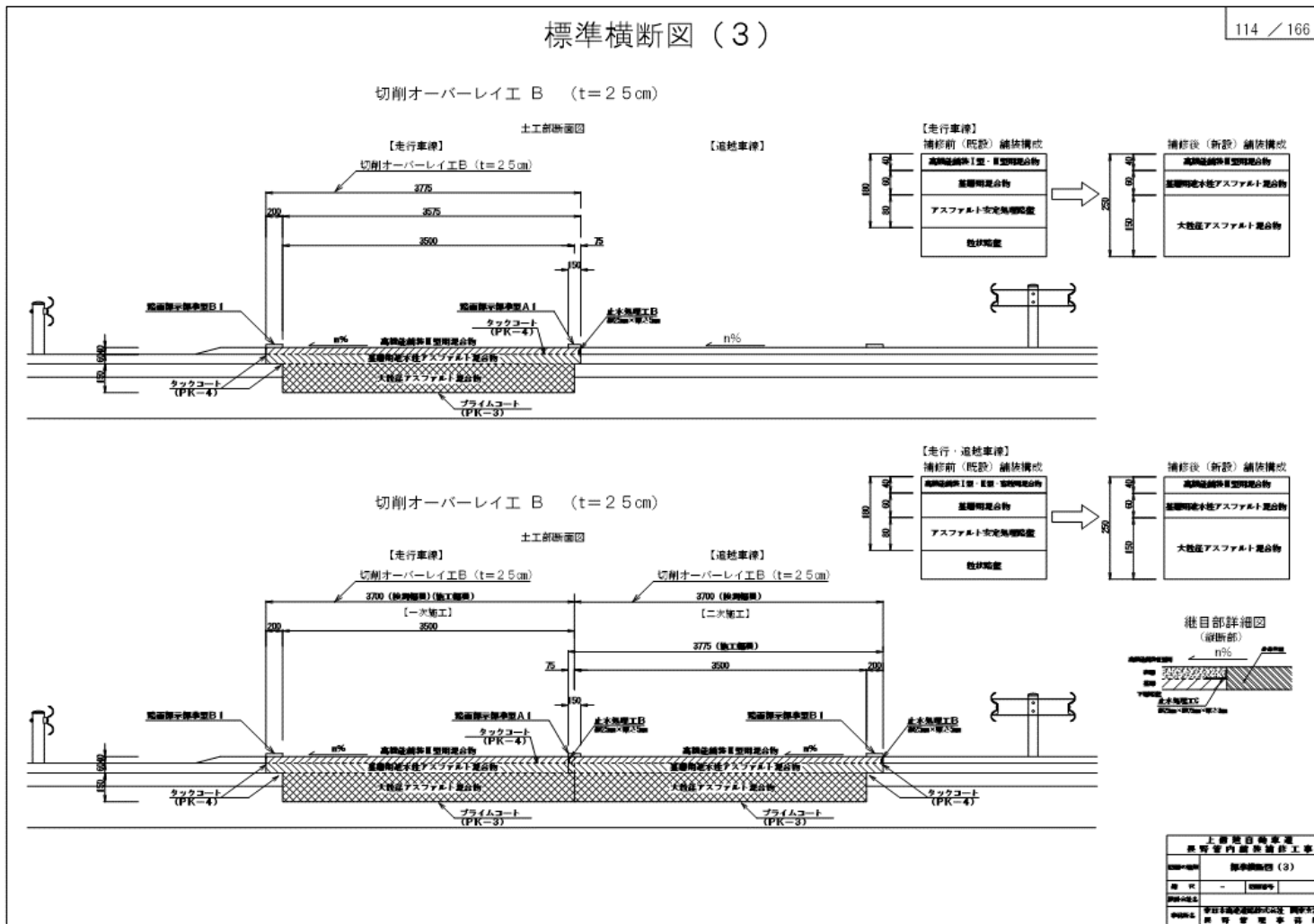
対象	特記仕様書 19-7 交通規制工																																																									
誤	<p>19-7 交通規制工 19-7-1 種別</p> <p>共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A1</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>11:00～16:00</td> <td>更埴JCT～長野IC(上り線)</td> </tr> <tr> <td>(12:00～15:00)</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>(13:00～14:00)</td> <td>5～8km規制</td> </tr> <tr> <td>08:00～15:00</td> <td>更埴JCT～長野IC(下り線)</td> </tr> <tr> <td>(09:00～14:00)</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>(10:00～13:00)</td> <td>5～8km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A2</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>08:00～18:00</td> <td>坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC</td> </tr> <tr> <td>07:00～19:00</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>06:00～20:00</td> <td>5～10km規制</td> </tr> <tr> <td>(09:00～翌17:00)</td> <td>11～12km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A3</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>06:00～18:00</td> <td>坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC</td> </tr> <tr> <td>05:00～19:00</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>04:00～20:00</td> <td>5～10km規制</td> </tr> <tr> <td>(07:00～17:00)</td> <td>11～12km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A4</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>06:00～翌18:00</td> <td>坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC</td> </tr> <tr> <td>05:00～翌19:00</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>04:00～翌20:00</td> <td>5～10km規制</td> </tr> <tr> <td>(07:00～17:00)</td> <td>11～12km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A4 (n) 昼夜</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>19:00～翌06:00</td> <td>更埴JCT～長野IC(上下線)</td> </tr> <tr> <td>(20:00～翌05:00)</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>(21:00～翌04:00)</td> <td>5～8km規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>① L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)～注3)のとおり。 ② Tは、1回当たりに設置するテープ・箇所数を示す。 ③ nは、昼夜連続規制における規制日数を示す。 ④ 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。 ⑤ ( )内の時間は、交通規制内の施工可能時間(休憩時間を含む)を示す。 ⑥ 交通規制工における保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交替要員について</p> <p style="text-align: center;">24</p>	単価表の項目	区分内容	規制時間	備考	車線規制 L×N×M×T・A1	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	11:00～16:00	更埴JCT～長野IC(上り線)	(12:00～15:00)	1～4km規制	(13:00～14:00)	5～8km規制	08:00～15:00	更埴JCT～長野IC(下り線)	(09:00～14:00)	1～4km規制	(10:00～13:00)	5～8km規制	車線規制 L×N×M×T・A2	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC	07:00～19:00	1～4km規制	06:00～20:00	5～10km規制	(09:00～翌17:00)	11～12km規制	車線規制 L×N×M×T・A3	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC	05:00～19:00	1～4km規制	04:00～20:00	5～10km規制	(07:00～17:00)	11～12km規制	車線規制 L×N×M×T・A4	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～翌18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC	05:00～翌19:00	1～4km規制	04:00～翌20:00	5～10km規制	(07:00～17:00)	11～12km規制	車線規制 L×N×M×T・A4 (n) 昼夜	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	19:00～翌06:00	更埴JCT～長野IC(上下線)	(20:00～翌05:00)	1～4km規制	(21:00～翌04:00)	5～8km規制	
単価表の項目	区分内容	規制時間	備考																																																							
車線規制 L×N×M×T・A1	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	11:00～16:00	更埴JCT～長野IC(上り線)																																																							
		(12:00～15:00)	1～4km規制																																																							
		(13:00～14:00)	5～8km規制																																																							
08:00～15:00		更埴JCT～長野IC(下り線)																																																								
(09:00～14:00)		1～4km規制																																																								
(10:00～13:00)		5～8km規制																																																								
車線規制 L×N×M×T・A2	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC																																																							
		07:00～19:00	1～4km規制																																																							
		06:00～20:00	5～10km規制																																																							
(09:00～翌17:00)		11～12km規制																																																								
車線規制 L×N×M×T・A3		「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC																																																						
			05:00～19:00	1～4km規制																																																						
	04:00～20:00		5～10km規制																																																							
(07:00～17:00)	11～12km規制																																																									
車線規制 L×N×M×T・A4	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。		06:00～翌18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC																																																						
			05:00～翌19:00	1～4km規制																																																						
		04:00～翌20:00	5～10km規制																																																							
(07:00～17:00)		11～12km規制																																																								
車線規制 L×N×M×T・A4 (n) 昼夜		「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	19:00～翌06:00	更埴JCT～長野IC(上下線)																																																						
			(20:00～翌05:00)	1～4km規制																																																						
	(21:00～翌04:00)		5～8km規制																																																							
正	<p>19-7 交通規制工 19-7-1 種別</p> <p>共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A1</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>11:00～16:00</td> <td>更埴JCT～長野IC(上り線)</td> </tr> <tr> <td>(12:00～15:00)</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>(13:00～14:00)</td> <td>5～8km規制</td> </tr> <tr> <td>08:00～15:00</td> <td>更埴JCT～長野IC(下り線)</td> </tr> <tr> <td>(09:00～14:00)</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>(10:00～13:00)</td> <td>5～8km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A2</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>08:00～18:00</td> <td>坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC</td> </tr> <tr> <td>07:00～19:00</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>06:00～20:00</td> <td>5～10km規制</td> </tr> <tr> <td>(09:00～17:00)</td> <td>11～12km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A3</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>06:00～18:00</td> <td>坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC</td> </tr> <tr> <td>05:00～19:00</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>04:00～20:00</td> <td>5～10km規制</td> </tr> <tr> <td>(07:00～17:00)</td> <td>11～12km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A4</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>06:00～翌18:00</td> <td>坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC</td> </tr> <tr> <td>05:00～翌19:00</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>04:00～翌20:00</td> <td>5～10km規制</td> </tr> <tr> <td>(07:00～17:00)</td> <td>11～12km規制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">車線規制 L×N×M×T・A4 (n) 昼夜</td> <td rowspan="6">「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>19:00～翌06:00</td> <td>更埴JCT～長野IC(上下線)</td> </tr> <tr> <td>(20:00～翌05:00)</td> <td>1～4km規制</td> </tr> <tr> <td>(21:00～翌04:00)</td> <td>5～8km規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>① L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)～注3)のとおり。 ② Tは、1回当たりに設置するテープ・箇所数を示す。 ③ nは、昼夜連続規制における規制日数を示す。 ④ 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。 ⑤ ( )内の時間は、交通規制内の施工可能時間(休憩時間を含む)を示す。 ⑥ 交通規制工における保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交替要員について</p> <p style="text-align: center;">24</p>		単価表の項目	区分内容	規制時間	備考	車線規制 L×N×M×T・A1	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	11:00～16:00	更埴JCT～長野IC(上り線)	(12:00～15:00)	1～4km規制	(13:00～14:00)	5～8km規制	08:00～15:00	更埴JCT～長野IC(下り線)	(09:00～14:00)	1～4km規制	(10:00～13:00)	5～8km規制	車線規制 L×N×M×T・A2	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC	07:00～19:00	1～4km規制	06:00～20:00	5～10km規制	(09:00～17:00)	11～12km規制	車線規制 L×N×M×T・A3	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC	05:00～19:00	1～4km規制	04:00～20:00	5～10km規制	(07:00～17:00)	11～12km規制	車線規制 L×N×M×T・A4	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～翌18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC	05:00～翌19:00	1～4km規制	04:00～翌20:00	5～10km規制	(07:00～17:00)	11～12km規制	車線規制 L×N×M×T・A4 (n) 昼夜	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	19:00～翌06:00	更埴JCT～長野IC(上下線)	(20:00～翌05:00)	1～4km規制	(21:00～翌04:00)	5～8km規制
単価表の項目	区分内容		規制時間	備考																																																						
車線規制 L×N×M×T・A1	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。		11:00～16:00	更埴JCT～長野IC(上り線)																																																						
		(12:00～15:00)	1～4km規制																																																							
		(13:00～14:00)	5～8km規制																																																							
08:00～15:00		更埴JCT～長野IC(下り線)																																																								
(09:00～14:00)		1～4km規制																																																								
(10:00～13:00)		5～8km規制																																																								
車線規制 L×N×M×T・A2	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	08:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC																																																							
		07:00～19:00	1～4km規制																																																							
		06:00～20:00	5～10km規制																																																							
(09:00～17:00)		11～12km規制																																																								
車線規制 L×N×M×T・A3		「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	06:00～18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC																																																						
			05:00～19:00	1～4km規制																																																						
	04:00～20:00		5～10km規制																																																							
(07:00～17:00)	11～12km規制																																																									
車線規制 L×N×M×T・A4	「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。		06:00～翌18:00	坂城IC～更埴JCT 長野IC～信濃町IC																																																						
			05:00～翌19:00	1～4km規制																																																						
		04:00～翌20:00	5～10km規制																																																							
(07:00～17:00)		11～12km規制																																																								
車線規制 L×N×M×T・A4 (n) 昼夜		「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	19:00～翌06:00	更埴JCT～長野IC(上下線)																																																						
			(20:00～翌05:00)	1～4km規制																																																						
	(21:00～翌04:00)		5～8km規制																																																							
備考	施工可能時間の記載訂正。																																																									



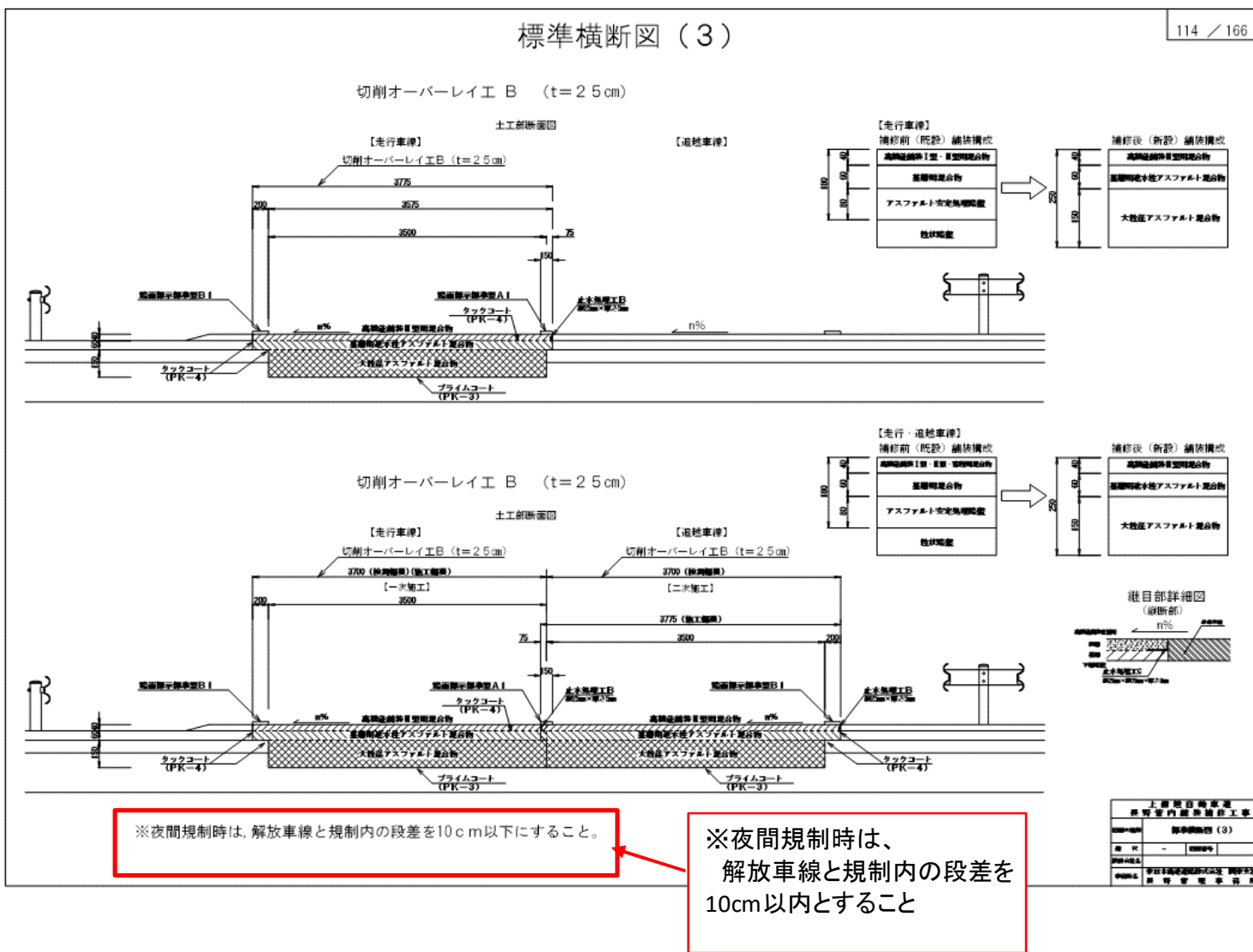
対象	特記仕様書 20. 割掛対象表の項目に示す工事の内容																
誤	<table border="1" data-bbox="556 335 1039 430"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 1</td> <td>高速道路本線上における、高機能舗装以外のアスファルト舗装上で標示幅20cmの路面標示消去を削取り式で行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="478 433 913 480">19-16-3 数量の検測 路面標示消去工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p data-bbox="478 504 1123 638">19-16-4 支払 路面標示消去工B1の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面標示の削り取り、路面標示消去後の路面の清掃、廃材処分等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="546 632 997 706"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特(8) 路面標示消去工 B 1</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="478 721 1123 810">20. 割掛対象表の項目に示す工事の内容 (1) 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p data-bbox="499 810 598 831">【共通仮設費】</p> <table border="1" data-bbox="478 825 1123 920"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料道路料金費</td> <td>切削オーバーレイ工、路面切削工及び構造物等取壊しの施工にあたり、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設混合廃棄物の運搬に必要な有料道路料金費用をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="499 920 598 940">【雑工事費】</p> <table border="1" data-bbox="478 934 1123 1329"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験舗装費</td> <td> <p data-bbox="667 964 1123 1038">特記仕様書：19-3-6に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装にかかわる切削廃材の運搬処分費を含むものとする。施工場所：長野県長野市松代町東守尾1195-2（長野IC内）</p> <p data-bbox="714 1053 1123 1142">種別：上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 中層 基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 下層 大粒径アスファルト混合物 t=15cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=25cm</p> <p data-bbox="714 1157 1123 1231">種別：上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 橋梁レベリング層用混合物 - FB13 t=4cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=8cm</p> <p data-bbox="714 1246 1123 1291">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm</p> <p data-bbox="714 1305 1123 1329">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="787 1335 808 1359">34</p> <div data-bbox="1281 934 1858 1202" style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 中層 基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 下層 大粒径アスファルト混合物 t=15cm</p> <p>t=25cm</p> <p>上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm</p> </div>	単価表の項目	区分内容	B 1	高速道路本線上における、高機能舗装以外のアスファルト舗装上で標示幅20cmの路面標示消去を削取り式で行うもの。	単価表の項目	検測の単位	特(8) 路面標示消去工 B 1	m	割掛対象表の項目名称	工事の内容	有料道路料金費	切削オーバーレイ工、路面切削工及び構造物等取壊しの施工にあたり、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設混合廃棄物の運搬に必要な有料道路料金費用をいう	割掛対象表の項目名称	工事の内容	試験舗装費	<p data-bbox="667 964 1123 1038">特記仕様書：19-3-6に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装にかかわる切削廃材の運搬処分費を含むものとする。施工場所：長野県長野市松代町東守尾1195-2（長野IC内）</p> <p data-bbox="714 1053 1123 1142">種別：上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 中層 基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 下層 大粒径アスファルト混合物 t=15cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=25cm</p> <p data-bbox="714 1157 1123 1231">種別：上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 橋梁レベリング層用混合物 - FB13 t=4cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=8cm</p> <p data-bbox="714 1246 1123 1291">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm</p> <p data-bbox="714 1305 1123 1329">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm</p>
単価表の項目	区分内容																
B 1	高速道路本線上における、高機能舗装以外のアスファルト舗装上で標示幅20cmの路面標示消去を削取り式で行うもの。																
単価表の項目	検測の単位																
特(8) 路面標示消去工 B 1	m																
割掛対象表の項目名称	工事の内容																
有料道路料金費	切削オーバーレイ工、路面切削工及び構造物等取壊しの施工にあたり、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設混合廃棄物の運搬に必要な有料道路料金費用をいう																
割掛対象表の項目名称	工事の内容																
試験舗装費	<p data-bbox="667 964 1123 1038">特記仕様書：19-3-6に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装にかかわる切削廃材の運搬処分費を含むものとする。施工場所：長野県長野市松代町東守尾1195-2（長野IC内）</p> <p data-bbox="714 1053 1123 1142">種別：上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 中層 基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 下層 大粒径アスファルト混合物 t=15cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=25cm</p> <p data-bbox="714 1157 1123 1231">種別：上層 高機能舗装II型用混合物 t=4cm 橋梁レベリング層用混合物 - FB13 t=4cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=8cm</p> <p data-bbox="714 1246 1123 1291">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm</p> <p data-bbox="714 1305 1123 1329">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm</p>																
正	<table border="1" data-bbox="556 1528 1039 1623"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 1</td> <td>高速道路本線上における、高機能舗装以外のアスファルト舗装上で標示幅20cmの路面標示消去を削取り式で行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="478 1626 913 1673">19-16-3 数量の検測 路面標示消去工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p data-bbox="478 1697 1123 1831">19-16-4 支払 路面標示消去工B1の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面標示の削り取り、路面標示消去後の路面の清掃、廃材処分等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="546 1825 997 1899"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特(8) 路面標示消去工 B 1</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="478 1914 1123 2003">20. 割掛対象表の項目に示す工事の内容 (1) 対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p data-bbox="499 2003 598 2024">【共通仮設費】</p> <table border="1" data-bbox="478 2018 1123 2113"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料道路料金費</td> <td>アスファルト舗装改良工・路面切削工等の施工にあたり、舗装廃材等の運搬に必要な有料道路通行料金費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="499 2113 598 2133">【雑工事費】</p> <table border="1" data-bbox="478 2128 1123 2522"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験舗装費</td> <td> <p data-bbox="667 2157 1123 2231">特記仕様書：19-3-6に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装にかかわる切削廃材の運搬処分費を含むものとする。施工場所：長野県長野市松代町東守尾1195-2（長野IC内）</p> <p data-bbox="714 2246 1123 2335">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 大粒径アスファルト混合物 t=15cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=21cm</p> <p data-bbox="714 2350 1123 2424">種別：高機能舗装II型用混合物 t=4cm 橋梁レベリング層用混合物 - FB13 t=4cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=8cm</p> <p data-bbox="714 2439 1123 2484">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm</p> <p data-bbox="714 2499 1123 2522">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="787 2528 808 2552">34</p> <div data-bbox="1186 2122 1690 2418" style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 大粒径アスファルト混合物 t=15cm</p> <p>t=21cm</p> <p>高機能II型用混合物 t=4cm</p> </div>	単価表の項目	区分内容	B 1	高速道路本線上における、高機能舗装以外のアスファルト舗装上で標示幅20cmの路面標示消去を削取り式で行うもの。	単価表の項目	検測の単位	特(8) 路面標示消去工 B 1	m	割掛対象表の項目名称	工事の内容	有料道路料金費	アスファルト舗装改良工・路面切削工等の施工にあたり、舗装廃材等の運搬に必要な有料道路通行料金費用をいう。	割掛対象表の項目名称	工事の内容	試験舗装費	<p data-bbox="667 2157 1123 2231">特記仕様書：19-3-6に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装にかかわる切削廃材の運搬処分費を含むものとする。施工場所：長野県長野市松代町東守尾1195-2（長野IC内）</p> <p data-bbox="714 2246 1123 2335">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 大粒径アスファルト混合物 t=15cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=21cm</p> <p data-bbox="714 2350 1123 2424">種別：高機能舗装II型用混合物 t=4cm 橋梁レベリング層用混合物 - FB13 t=4cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=8cm</p> <p data-bbox="714 2439 1123 2484">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm</p> <p data-bbox="714 2499 1123 2522">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm</p>
単価表の項目	区分内容																
B 1	高速道路本線上における、高機能舗装以外のアスファルト舗装上で標示幅20cmの路面標示消去を削取り式で行うもの。																
単価表の項目	検測の単位																
特(8) 路面標示消去工 B 1	m																
割掛対象表の項目名称	工事の内容																
有料道路料金費	アスファルト舗装改良工・路面切削工等の施工にあたり、舗装廃材等の運搬に必要な有料道路通行料金費用をいう。																
割掛対象表の項目名称	工事の内容																
試験舗装費	<p data-bbox="667 2157 1123 2231">特記仕様書：19-3-6に規定する試験舗装に要する費用をいう。試験舗装にかかわる切削廃材の運搬処分費を含むものとする。施工場所：長野県長野市松代町東守尾1195-2（長野IC内）</p> <p data-bbox="714 2246 1123 2335">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 大粒径アスファルト混合物 t=15cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=21cm</p> <p data-bbox="714 2350 1123 2424">種別：高機能舗装II型用混合物 t=4cm 橋梁レベリング層用混合物 - FB13 t=4cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=8cm</p> <p data-bbox="714 2439 1123 2484">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=7.5cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=7.5cm</p> <p data-bbox="714 2499 1123 2522">種別：基層用遮水性アスファルト混合物 t=10.0cm 数量：概ね150m<sup>2</sup>（幅3.5m）、路面切削 t=10.0cm</p>																
備考	種別の記載訂正。																

対象 図面114/166標準断面図 (3)

誤



正



備考 夜間規制時による注意書きの追記